緩和ケア病棟入退棟基準

2021/10/1

対象:悪性腫瘍の診断を受けており、悪性腫瘍に伴う身体的、精神的苦痛があり、緩和医療を必要と診断された患者

入棟基準

- ① 悪性腫瘍と診断されていること
- ② 悪性腫瘍に伴う身体的、精神的苦痛があること
- ③ 本人およびその家族が緩和ケア病棟の機能について理解し、緩和ケア病棟への入院を 希望していること
- ④ 原則として本人が病名、病状を理解していること

(入院適応とならない場合)

- (1) 悪性腫瘍による苦痛症状がない場合
- ② 介護が主たる入院の目的となる場合(レスパイト入院を除く(7日程度))
- ③ 本人が入院を希望していない場合
- ④ 徘徊、大声、暴力、患者本人の安全が保てない、あるいは他の入院患者さんの安静が 保てない場合
- ⑤ 抗がん剤等によるがん治療を終えた直後で、抗がん剤による副作用が症状の原因と考えられる場合
- ⑥ 人工呼吸器を装着している場合や、透析、定期的な輸血を必要とする場合

退棟基準

- (1) 患者またはその家族が退院を希望されたとき
- ② 悪性腫瘍による症状が緩和され、症状が安定したと判断されたとき
- ③ 悪性腫瘍の縮小、または治癒を目的とした治療を希望されるとき
- ④ 悪性腫瘍以外の疾患で、その治療を優先する必要が生じたとき
- ⑤ 緩和ケア病棟の基本方針に対して患者さん、ご家族の協力が得られなかったとき